

恵那市立明智中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日 改定

はじめに

ここに定める「恵那市立明智中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行の「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）第13条を踏まえ、本校におけるいじめの問題に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの定義と対策に関する基本な方針

定義

<法；第二条>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) いじめの問題に関する基本認識

- ① いじめは、生徒の心身に大きな影響を及ぼす深刻な問題であり、その原因も根深いものであること。
- ② いじめは、自分との違いや知らないことや、ものに対する不安からうまれる攻撃性、又は攻撃されたと感じることに対する防衛本能、支配欲等などすべての人間がもってる「本能」と捉えられる。「本能」をコントロールする「理性」をもっているのも人間である。
- ③ 「理性＝他者を思いやる心」が「本能＝自分を守る心」をコントロールできる子どもを育てていくことが「いじめの指導」となる。
- ④ いじめの解決には、緊急対策、長期的対策の両面からの対応が必要であること。

(2) いじめの問題への対応に当たっての基本的な構え

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人ひとりに徹底する。
- ② 学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ③ いじめられている生徒の立場に立った親身の指導をおこなう。
- ④ 全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。(別紙)
- ⑤ 「いじめをしない、させない、許さない学級・学年・学校づくり」を進め、生徒一人ひとりを大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ⑥ いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの様態

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの未然防止のための対策

いじめを起こす要因やきっかけは、様々である。「勉強がわからない。できない。面白くない。」というようなストレス。部活動、行事、学校内外で行う様々な活動で思うようにいかないことによるストレス。人間関係のストレス。家庭の問題…等々。できれば、それらすべての要因を取り除ければよいのだが、まずは、以下のような、「心の耕し」、「健全な人間関係の構築」、「主体性や社会性の育成」などの開発的生徒指導に重点をおいた「いじめの未然防止のための取組」を全校態勢で推進する。加えて、今日的な課題でもある「情報モラル」に関わる取組を進める。

- (1) 仲間の「よさ」を認め合い、「正義感（規範意識）」と「思いやり」の心があふれる学級・学年・学校づくりを進める。
 - ① 仲間の「よさ」をどんどん認め合う温かい学級・学年・学校の雰囲気づくりを行う。
 - ② いじめ、暴力、器物破損、授業妨害など、誰かに嫌な思いをさせたり、迷惑を掛けたりを絶対にしないという「学級・学年・学校の決意」づくりを行う。
 - ③ 「正義感（規範意識）」と「思いやりの心」を育てる道德教育、人権教育の充実を行う。

- (2) 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために、人権教育や道德教育を推進する。
 - ①人権教育を充実させる。
 - ②道德教育の充実させる。

- (3) 自己指導能力を育む教育体制を進める。
 - ①自己有用感、所属意識を育て高める取組を推進させる。
 - ②「わかった・できた・楽しかった」と、実感できる授業づくりを進める。
 - ③すべての教育活動を通じて、自己決定の場を儲け、自ら考える習慣を身に着けさせる

- (4) 教職員の研修の充実
 - ①年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人ひとりの教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
 - ②いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

- (5) 「情報モラル」を高める指導を進める。
 - ①携帯電話、スマートフォン、パソコンなどによる情報の取り扱いに関する指導について、職員研修を行い、生徒や保護者に対して、的確な指導や助言ができるようにする。
 - ②インターネットやSNSの使い方について、生徒が正しい知識を持ち、法律上も、道徳上も、

適切な活用ができるようにする。特に、いじめ問題との関連については、具体的な事例などをもとに、心に落ちる指導を進める。

③情報モラル研修会を保護者と一緒に行い、家庭と学校の連携を取る。

4 いじめの早期発見のための対策

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ①いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、毎日の生活の記録（デイリーライフノート）の活用、定期的なアンケート（心のアンケート）の実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握につとめるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ②学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ①教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていないからこそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。
- ②問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって生徒の相談に当たる。
- ③生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、心の教室相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

5 いじめの早期対応のための対策

(1) 情報共有体制の構築

- ①問題発生時のマニュアルを作成し、集団で問題に対処する。
- ②生徒指導主事を中心とした主任会を機能させ、情報共有を大切にする。

(2) 保護者との連携

- ①いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(3) 関係機関等との連携

- ①いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会委員とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。
- ②インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

6 いじめの未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

学期	月	全校目標	仲間づくり	主な取組・実態把握・相談（懇談）活動	職員研修	
1学期	4月	第1期 基盤をつくる	<ul style="list-style-type: none"> 学級開き 生徒会対面式 学級組織づくり，目標づくり 校歌交流会（上級生による新入生指導） 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回校内いじめ未然防止・対策委員会（「方針」の策定，改善，確認） 「方針」をホームページに掲載 P T A総会「方針」に関する説明 保護者懇談による生徒の背景把握，保護者との関係づくり 	気になる生徒、行動等の状況把握 ○毎週1回（水曜日）の職員打ち合わせで，各学年の情報を交流	<ul style="list-style-type: none"> 全職員による方針の確認
	5月	第2期 組織で活動を充実させる	<ul style="list-style-type: none"> 前期生徒総会 1年「奥矢作研修」 2年「美浜研修」 3年「東京研修」 学級目標発表会 合唱交流会 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者懇談による生徒の背景把握，保護者との関係づくり 連休後の心の変化に対する対応 Q-U検査① 心のアンケート① ハートフルタイム① 二者懇談（担任） 	○毎月1回 ・職員会にて各学年の情報を交流 ・教育相談連絡会	<ul style="list-style-type: none"> 情報モラル研修会 「いじめ防止」事例研修会①
	6月		<ul style="list-style-type: none"> 中体連大会壮行会 感謝の木の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回県いじめ調査 三者懇談 		<ul style="list-style-type: none"> Q-U研修会①
	7月	第3期	<ul style="list-style-type: none"> 体育大会結団式 体育大会に向けての準備 後期生徒会役員選挙 	<ul style="list-style-type: none"> 夏季休業中における生徒の状況把握（必要に応じて家庭訪問，電話訪問，暑中見舞い） 希望相談 ・学習相談 第2回校内いじめ未然防止・対策委員会 		<ul style="list-style-type: none"> 教育相談研修会
	8月	9月	<ul style="list-style-type: none"> 体育大会 後期生徒総会 かえで祭り 合唱発表会への取組 	<ul style="list-style-type: none"> 情報端末に関わる調査 心のアンケート② ハートフルタイム② 		
2学期	10月	第4期 組織でレベルアップ	<ul style="list-style-type: none"> 掃除に学ぶ会 	<ul style="list-style-type: none"> 二者懇談（担任） Q-U検査② 三者懇談 		<ul style="list-style-type: none"> 「いじ防止」事例研修会②
	11月		<ul style="list-style-type: none"> 合唱発表会 感謝の木の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 明智中の生活についてのアンケート（生徒用） 冬季休業中における生徒の状況把握（必要に応じて家庭訪問，電話訪問，年賀状） 第2回県いじめ調査 		<ul style="list-style-type: none"> Q-U研修会②
	12月	第5期 誇れる財産を示す	<ul style="list-style-type: none"> 「決意の会」に向けての準備，取組 中学校入学説明会 感謝の木の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 希望相談 二者懇談（担任） 		<ul style="list-style-type: none"> アンケート等の分析と今後に向けて
	1月	2月	<ul style="list-style-type: none"> 「決意の会」 	<ul style="list-style-type: none"> 心のアンケート③ ハートフルタイム③ 		<ul style="list-style-type: none"> の課題検討研修会
3学期	3月	第6期 伝統を引き継ぐ	<ul style="list-style-type: none"> 卒業式 前期生徒会役員選挙 学級解散式 修了式 	<ul style="list-style-type: none"> 第3回校内いじめ未然防止・対策委員会（本年度の反省，次年度へ向けての計画検討） 第3回県いじめ調査 		

6 いじめの問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ①「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ①いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ②いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ③いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ④保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ⑤いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

〔大まかな対応順序〕

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と委員会での対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の生徒及び保護者の謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- ①教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ②当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ③上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ④生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが『解消している状態』とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

【①いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは 少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

【②被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを、面談等により確認する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめ被害生徒、加害生徒については、全職員で、日常的に注意深く観察していく。

8 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

9 個人情報等の取り扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合等に資料として重要になることから、5年間保存を原則とする。

「子どもの様子がおかしい」と感じたら、慎重に確認してください。

<言動、態度、情緒>

- 家族に理由を明かさないうまま、急に友達が変わる。
- 感情の起伏が激しく、動物や兄弟姉妹が嫌がる言動をとる。
- 家族に口答えするなど乱暴な口をきく。
- 表情が暗くなり、おどおどしてくる。
- 家族との会話を避けるようになり、部屋に閉じこもるようになる。
- 口数が少なくなり、学校や友達の話をしなくなる。
- いじめられている友人の話をするようになる。
- 自分の欠点だと感じていることを、話題にする。
- 特定の友人に対する強い憎しみを表現することがある。
- 家族の前では携帯電話に出なくなる。隠れてコソコソ電話をかける。
- スマホ等情報端末機器を急に使わなくなる。
- 情報端末などの呼び出しに怯える様子が見られる。
- 無言等の不審な電話や、発信者の分からないメールやラインがたびたび届く。
- 学校を休みたがる。遅刻や早退が増える。
- 友人に呼び出されるなど、振り回されているように感じる。
- 用事もないのに、朝早く、夜遅く家を出ることがある。
- 最近急に勉強しなくなり、無気力な感じがする。学習成績も下がりだしている。
- 「転校したい」「学校をやめたい」「生まれ変わりたい」と言うことがある。

<服装、身体>

- 衣服に汚れや破れが見られる。靴跡が残っている。
- 手足や顔等に傷やアザがある。鼻血の出たあとが認められる。
- 朝、腹痛や頭痛など、身体の具合が悪いと訴える。
- 朝、起きてこようとしなくなる。トイレからなかなか出てこない。
- 急に髪の色や髪型が変わった。
- 眠れないと言う、睡眠不足のように見える。
- 食欲が以前に比べ無くなったと感じる。体重の減少が伺える。

<持ち物、金品>

- 教科書やノートに落書きや破られた跡がある。
- 学用品などの所持品が無くなったり壊れたりする。
- 金遣いが荒くなる。使い道が不明瞭なお金や品物を要求する。
- 家族のお金や品物が無くなる。
- 自分の貯金をこっそり使っている。
- 自分が大切にしていた物や集めていた物を友達にあげる。

<その他>

- 親が留守の時に、友達がよく来るようになる。
- 今まで見かけなかった友人が訪ねてくる。
- 誹謗中傷する嫌がらせの手紙やメモが見つかる。